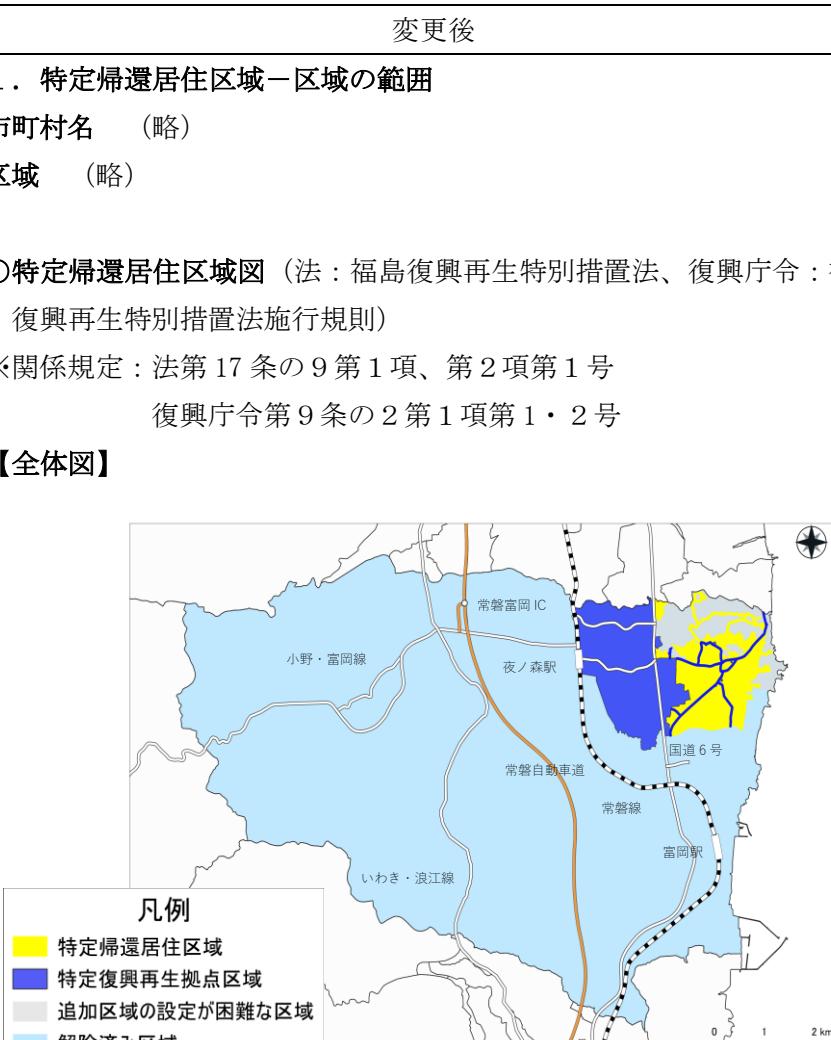
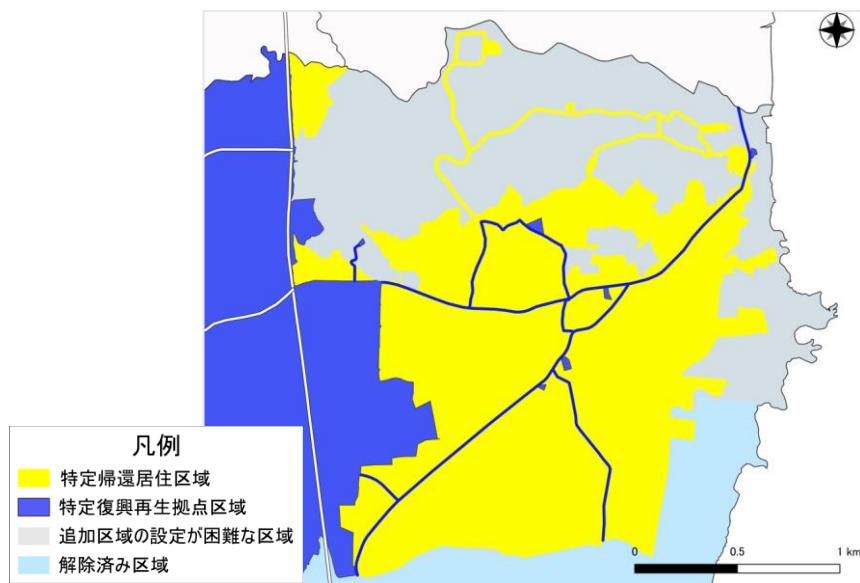


富岡町特定帰還居住区域復興再生計画（新旧対照表）

(傍線部分及び破線枠囲み部分は変更部分)

変更後	現行（令和6年2月16日認定）
<p>1. 特定帰還居住区域－区域の範囲</p> <p>市町村名（略）</p> <p>区域（略）</p> <p>○特定帰還居住区域図（法：福島復興再生特別措置法、復興庁令：福島復興再生特別措置法施行規則）</p> <p>※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号 復興庁令第9条の2第1項第1・2号</p> <p>【全体図】</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定帰還居住区域 特定復興再生拠点区域 追加区域の設定が困難な区域 解除済み区域 	<p>1. 特定帰還居住区域－区域の範囲</p> <p>市町村名（略）</p> <p>区域（略）</p> <p>○特定帰還居住区域図（法：福島復興再生特別措置法、復興庁令：福島復興再生特別措置法施行規則）</p> <p>※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号 復興庁令第9条の2第1項第1・2号</p> <p>【全体図】</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定帰還居住区域 特定復興再生拠点区域 帰還困難区域 解除済み区域

【拡大図】



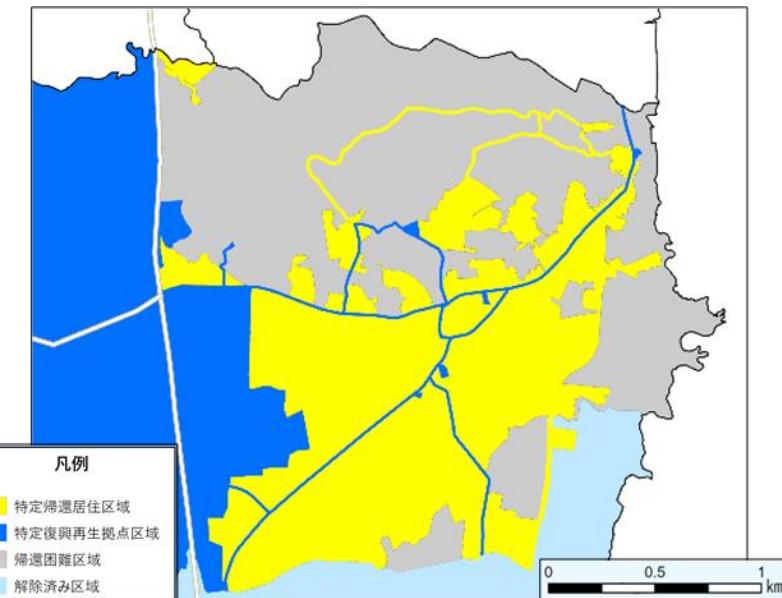
○特定帰還居住区域の対象等

※関係規定：法第 17 条の 9 第 1 項、第 2 項第 1 号
復興庁令第 9 条の 2 第 1 項第 1 ・ 2 号
(略)

2. 計画の意義・目標 ※関係規定：法第 17 条の 9 第 2 項第 2 号

東日本大震災及び原子力災害から 15 年が経過しようとする中、これまでの復興に向けた取組等により、平成 29 年 4 月に帰還困難区域を除いた区域、令和 5 年 11 月までに特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたが、町内では未だに 2 つの行政区に避難指示が継続されている。「帰還困難区域の再生なくして真の復興なし」の信念のもと、2020 年代をかけて帰還意向のある住民全員の特定帰還居住区域への帰還を実現することで、もって町の復興・再生を果たすことを目標とする。

【拡大図】



○特定帰還居住区域の対象等

※関係規定：法第 17 条の 9 第 1 項、第 2 項第 1 号
復興庁令第 9 条の 2 第 1 項第 1 ・ 2 号
(略)

2. 計画の意義・目標 ※関係規定：法第 17 条の 9 第 2 項第 2 号

東日本大震災及び原子力災害から 13 年が経過しようとする中、これまでの復興に向けた取組等により、平成 29 年 4 月に帰還困難区域を除いた区域、令和 5 年 11 月までに特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたが、町内では未だに 2 つの行政区に避難指示が継続されている。「帰還困難区域の再生なくして真の復興なし」の信念のもと、2020 年代をかけて帰還意向のある住民全員の特定帰還居住区域への帰還を実現することで、もって町の復興・再生を果たすことを目標とする。

<p>3. 計画の期間 ※関係規定：法第 17 条の 9 第 2 項第 3 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年（2024 年）2 月 16 日～令和 11 年（2029 年）12 月 31 日 <p>4. 特定帰還居住区域の整備等 （事業再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）</p> <p><特定帰還居住区域外とのアクセスの確保></p> <p>(略)</p> <p><特定帰還居住区域内の整備の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染・<u>家屋</u>解体を進め、道路、電気・通信、河川、上下水道等の生活インフラの復旧・整備を実施する。 ・帰還住民による利用が見込まれる集会所や、安心・安全な暮らしの確保に不可欠な消防施設等については、利用ニーズへの対応や効率的な運営を考慮して再整備を進める。 ・農業水利施設の復旧・整備等については、各地域における営農再開に向けた検討状況等に留意しつつ、関係者と協議の上、営農に必要な範囲での実施に向けて調整を進める。 ・その他生活関連サービスについては、避難指示解除時のサービス提供開始をめざし、関係者と調整を進める。 ・インフラ整備と土壤等の除染等の措置などについては、特定復興再生拠点区域復興再生計画の際と同様に、一体的かつ効率的に実施する。 <p>5. 土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理 ※関係規定：法第 17 条の 9 第 2 項第 7 号、法第 17 条の 23 第 1・2 項</p> <p>(略)</p> <p>6. 廃棄物の処理 ※関係規定：法第 17 条の 9 第 2 項第 7 号、法第 17 条の 23 第 3・4 項</p> <p>(略)</p>	<p>3. 計画の期間 ※関係規定：法第 17 条の 9 第 2 項第 3 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国の認定があった日</u>～令和 11 年（2029 年）12 月 31 日 <p>4. 特定帰還居住区域の整備等 （事業再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）</p> <p><特定帰還居住区域外とのアクセスの確保></p> <p>(略)</p> <p><特定帰還居住区域内の整備の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染・<u>建物</u>解体を進め、道路、電気・通信、河川、上下水道等の生活インフラの復旧・整備を実施する。 ・帰還住民による利用が見込まれる集会所や、安心・安全な暮らしの確保に不可欠な消防施設等については、利用ニーズへの対応や効率的な運営を考慮して再整備を進める。 ・農業水利施設の復旧・整備等については、各地域における営農再開に向けた検討状況等に留意しつつ、関係者と協議の上、営農に必要な範囲での実施に向けて調整を進める。 ・その他生活関連サービスについては、避難指示解除時のサービス提供開始をめざし、関係者と調整を進める。 ・インフラ整備と土壤等の除染等の措置などについては、特定復興再生拠点区域復興再生計画の際と同様に、一体的かつ効率的に実施する。 <p>5. 土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理 ※関係規定：法第 17 条の 9 第 2 項第 7 号、法第 17 条の 23 第 1・2 項</p> <p>(略)</p> <p>6. 廃棄物の処理 ※関係規定：法第 17 条の 9 第 2 項第 7 号、法第 17 条の 23 第 3・4 項</p> <p>(略)</p>
---	---

7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の9第2項第8号

<生活関連サービス、防犯・防災等>

- ・生活ごみ処理サービスの再開に向けた調整を実施する。
- ・防犯については、既に実施中の町内全域のパトロールや防犯カメラの継続に加え、防犯灯の復旧・整備に向けた調整を実施する。
- ・防災については、防災行政無線等の活用など避難指示解除区域と同様の対応に向けた調整を実施する。
- ・医療・介護については、避難指示解除済み区域において整備・実施している診療所や介護事業者等を活用する。
- ・郵便及び宅配については、特定帰還居住区域の避難指示解除にあわせて郵便物や配達物を受け取ることができるよう、郵便局や事業者との調整を実施する。
- ・地上デジタル放送の視聴及び携帯電話の使用が可能となるよう、必要な難視・不感対策について関係機関との調整を実施する。

<その他（立入管理等）>

（略）

7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の9第2項第8号

<生活関連サービス、防犯・防災等>

- ・生活ごみ処理サービスの再開に向けた調整を実施する。
 - ・防犯については、既に実施中の町内全域のパトロールや防犯カメラの継続に加え、防犯灯の復旧・整備に向けた調整を実施する。
- (追加)
- ・医療・介護については、避難指示解除済み区域において整備・実施している診療所や介護事業者等を活用する。

(追加)

(追加)

<その他（立入管理等）>

（略）